明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―二七）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務六一五）　一
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同六一六）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同六一七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務四六〇）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二三九七）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境一四）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局九九、一〇〇）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一七八）　八
○道路に関する件（北海道開発局二六四、二六五）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　金融庁　法務省　財務省　栃木県　埼玉県　新潟県　愛知県　山口県　香川県　愛媛県　福岡県　神戸市　八

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　一〇
公調委平成二十八年（フ）第一号ないし第三号滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理（公害等調整委員会公示五）　一〇
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇

〔地方自治事項〕

〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二七

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「44」を「45」に改める。

別表第二第一号中62を63とし、61を62とし、同号60中「59」を「60」に改め、同号中60を61とし、59の次に次のように加える。

60　オルト―トルイジン

別表第二の二第二号中44を45とし、43を44とし、42の次に次のように加える。

43　オルト―トルイジン

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。